

**令和8年度
居宅訪問型保育事業（ベビーシッター） 自主点検表**

名称				設置者名			
設置者住所	川越市						
記入者氏名							
連絡先	電話番号	FAX番号	e-mail				
記入年月日	年 月 日						

川越市福祉部指導監査課 電話番号：049-224-6237 e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp (@部分を「★」と表示しています。)
--

自主点検表記入要領

- 1 自主点検表の対象
この点検表は、居宅訪問型保育事業【複数の保育に従事する者を雇用していないもの（個人ベビーシッター）】を対象としています。
- 2 記入方法
 - (1) ①「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。プルダウンメニューより選択する方式となります。
 - ②「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。
 - (2) 記入欄が不足する場合や、この様式での記入が困難な場合は、適宜様式等を追加してください。
- 3 根拠法令・参考資料の名称
この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略 称	名 称
法	児童福祉法（昭和22年法律第164号）
指針	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
指導監督基準	認可外保育施設指導監督基準
児童福祉施設基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
家庭的保育事業等基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）
労基法	労働基準法

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
<p>1 保育に従事する者の数及び資格</p> <p>(1) 原則として、保育に従事する者1人に対して、保育する乳幼児の数が1人となっていますか。</p> <p>(2) 保育に従事する者は、有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者ですか。</p> <p>(3) 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していませんか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>○ 当該乳幼児が兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意している場合は、例外として1:1としないことができます。（異なる保護者の他児とともに利用している場合は該当しません。）</p> <p>○ 有資格者とは、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいいます。</p> <p>○ 上記の基準に関わらず、保育従事者は保育士又は看護師の資格を有する者が配置されることが望ましいです。</p> <p>○ 国家戦略特区限定保育士は、本市において保育士と名乗れません。</p>	<p>指導監督基準第1・2(1)</p> <p>指導監督基準第1・2(2)</p> <p>指導監督基準第1・3.4</p>
<p>2 保育室等の構造、設備及び面積</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専門の区画を設けていますか。</p> <p>(2) 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>○ 事業者の事務所に、乳幼児の状況を明らかにする帳簿等や、財務・税務に関する書類、保育に当たり保育従事者が準備することが必要な備品等を整理・収納する専用のスペースを設けてください。</p> <p>○ 「保育の実施に必要な備品等」とは、玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等です。</p>	<p>指導監督基準第2・2(2)</p>
<p>3 非常災害に対する措置</p> <p>(1) 防災上の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p>	<p>○ 地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要です。</p> <p>⇒ 具体的な取組について記載してください。</p> <div data-bbox="662 1211 1283 1341" style="border: 1px solid black; height: 58px; width: 389px;"></div>	<p>指導監督基準第3・2</p>
<p>4 保育内容</p> <p>(1) 保育内容</p> <p>① 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育を行っていますか。</p> <p>② 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮していますか。</p> <p>③ 乳幼児の生活リズムに沿った保育を実施していますか。</p> <p>④ 漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか。</p> <p>⑤ 右の事項について理解し、これに配慮した保育を行っていますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>○ 乳幼児の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、乳幼児の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要です。乳幼児への適切な関わりについて理解するためには、「保育所保育指針」を理解することが不可欠です。</p> <p>○ 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて乳幼児の身体の清潔さを保つことが必要です。</p> <p>○ 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮してください。</p> <p>○ 戸外で活動できる環境を確保してください。</p> <p>○ 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは重要で、保育従事者にとって最も基本的な使命です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 ・ 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠、休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 ・ 子どもの遊び等に関する事項 ・ 保育の実施に関して留意すべき事項 	<p>指導監督基準第5・(1)ア</p> <p>指導監督基準第5・(1)イ</p> <p>指導監督基準第5・(1)ウ</p> <p>指導監督基準第5・(1)エ</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】												
(2) 保育姿勢等 ① 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢が確保されていますか。	はい・いいえ	⇒ 具体的な取組について記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; background-color: #ffff00;"></div> ○ 保育に当たったの基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、十分な取組を行う必要があります。	指導監督基準第5・(2)ア												
② 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めていますか。	はい・いいえ	⇒ 具体的な取組について記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; background-color: #ffff00;"></div> ○ ベビーシッターについては、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいです。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましいです。													
		前年度に実施または参加した研修 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">実施日</th> <th>研修内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	実施日	研修内容											
実施日	研修内容														
③ 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を奪めることがないなど、乳幼児の人權に十分配慮がなされていますか。	はい・いいえ	○ 配慮に欠ける行為の例 ① 身体的苦痛を与える（しつけと称したものも含む） ② ネグレクト ③ 差別的処遇 ④ 言葉の暴力などによる心理的苦痛 ⇒ 具体的な取組について記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; background-color: #ffff00;"></div>	指導監督基準第5・(2)ウ												
④ 虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めてください。	指導監督基準第5・(2)エ												
(3) 保護者との連絡等 ① 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育従事者からは保育中の乳幼児の様子を連絡していますか。	はい・いいえ	○ 保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。	指導監督基準第5・(3)ア												
② 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握していますか。	はい・いいえ	○ 保護者の緊急連絡先、かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先を把握してください。	指導監督基準第5・(3)イ												
5 給食 保育中に食事の提供を行う場合は、以下のチェック内容についても回答してください。															
(1) 衛生管理の状況 ① 食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、衛生的に配膳していますか。	はい・いいえ・該当なし	⇒ 具体的な取組について記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; background-color: #ffff00;"></div>	指導監督基準第6・(1)												

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】						
(2) 食事内容等の状況 ① 乳児にミルクを与えた場合にゲップをさせるなどの授乳後の処置を行っていますか。 ② 離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払っていますか。 ③ アレルギー疾患等を有する子どもの保育について、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし はい・いいえ・該当なし	⇒ 具体的な取組について記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> ⇒ 具体的な取組について記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	指導監督基準第6・(2)ア 指導監督基準第6・(2)ア 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)(平成31年4月厚生労働省)						
6 健康管理・安全確保 (1) 乳幼児の健康状態の観察 ① 預かりの際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告(連絡帳の活用を含む)を受けていますか。 ② 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察を行っていますか。また、保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。	はい・いいえ はい・いいえ	⇒ 報告の方法 ○ 預かりの際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察や、保護者からの報告を受けてください。 ⇒ 報告の方法 	指導監督基準第7・(1) 指導監督基準第7・(1)						
(2) 職員の健康診断 ① 健康診断を1年に1回受けていますか。 ② 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施していますか。	はい・いいえ はい・いいえ・該当なし	⇒前年度検便実施回数 回	指導監督基準第7・(4) 労働安全衛生規則第43条・第44条						
(3) 感染症への対応 ① 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じていますか。	はい・いいえ	⇒ 具体的な取組について記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	指導監督基準第7・(6)						
(4) 乳幼児突然死症候群に対する注意 ① 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していますか。 ② 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。	はい・いいえ はい・いいえ	⇒ 観察の間隔 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="padding: 2px;">0歳</td><td style="padding: 2px;">1歳</td><td style="padding: 2px;">2歳</td></tr><tr><td style="padding: 2px;">分</td><td style="padding: 2px;">分</td><td style="padding: 2px;">分</td></tr></table> ○ 乳幼児が午睡している部屋に在室するようにしてください。 ○ 窒息リスクの除去の方法 ・ 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。 ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ ヒモ、またはヒモ状のもの(例:よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等)を置かない。 ・ 口の中に異物がないか確認する。 ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ・ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。 ○ 他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、施設・事業所内で共有する。	0歳	1歳	2歳	分	分	分	指導監督基準第7・(7)ア 指導監督基準第7・(7)イ 平成28年3月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け～」
0歳	1歳	2歳							
分	分	分							
③ 保育中は禁煙を厳守していますか。	はい・いいえ	⇒ ①から③について、具体的な取組を記載してください。 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div>	指導監督基準第7・(7)ウ						

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】		
(5) 安全確保 ① 安全計画を策定し、安全計画に従い乳幼児の安全確保に配慮した保育を実施していますか。	はい・いいえ	○ 安全計画とは 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画	指導監督基準第7・(8)ア		
② 安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施していますか。	はい・いいえ	⇒ <table border="1" data-bbox="663 421 1241 517"> <tr> <td data-bbox="663 421 786 517">訓練内容</td> <td data-bbox="791 421 1241 517"></td> </tr> </table>	訓練内容		指導監督基準第7・(8)イ
訓練内容					
③ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。	はい・いいえ	⇒ 周知方法 <table border="1" data-bbox="663 568 1283 618"> <tr> <td data-bbox="663 568 1283 618"></td> </tr> </table>		指導監督基準第7・(8)ウ	
④ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(8)		
⑤ 事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理を図っていますか。	はい・いいえ	○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にしてください。	指導監督基準第7・(8)エ		
⑥ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。	はい・いいえ	⇒ 対策・体制を記入してください。 <table border="1" data-bbox="663 871 1283 943"> <tr> <td data-bbox="663 871 1283 943"></td> </tr> </table>		指導監督基準第7・(8)オ	
⑦ 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、所在の確認を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となります。 ⇒ 所在の確認方法を記入してください。 <table border="1" data-bbox="663 1061 1283 1144"> <tr> <td data-bbox="663 1061 1283 1144"></td> </tr> </table>		指導監督基準第7・(8)カ	
⑧ ①から⑦に関して、右の(1)から(8)の事項について理解し、取組を行っていますか。	はい・いいえ	(1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認 (3) 室内、室外の安全確認 (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践） (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等 (6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の所在の確認方法 (7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制 (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告 ⇒ 具体的な取組について記載してください。 <table border="1" data-bbox="663 1487 1283 1615"> <tr> <td data-bbox="663 1487 1283 1615"></td> </tr> </table>			
⑨ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしていますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 過去の事故は、プールの水深が数センチ、目が離れた時間も数分程度の状況で発生しています。 ○ このような状況で事故は発生するわけがない、今までも起きたことがなかった、という考えではなく、もしかしたら、かもしれない、という考えで事故防止に努めてください。	指導監督基準第7・(8)平成29年6月16日雇児保発0616第1号「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」		
⑩ 食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去するとともに、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していますか。	はい・いいえ	⇒ 誤嚥等防止の取り組みについて記入してください。 <table border="1" data-bbox="663 1890 1283 1939"> <tr> <td data-bbox="663 1890 1283 1939"></td> </tr> </table> ⇒ 食物アレルギーの対応方法について記入してください。 <table border="1" data-bbox="663 1980 1283 2040"> <tr> <td data-bbox="663 1980 1283 2040"></td> </tr> </table>			指導監督基準第7・(8)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大事故が発生しやすい食事時の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるようこどもの意志に合ったタイミングで与える。 ・ こどもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない）。 ・ ） 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。 ・ 汁物などの水分を適切に与える。 ・ 食事の提供中に驚かせない。 ・ 食事中に眠くなっていないか注意する。 ・ 正しく座っているか注意する。 	平成28年3月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（事故防止のための取組み）～施設・事業者向け～」
⑪ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての点検を定期的実施していますか。	はい・いいえ		指導監督基準第7・(8)
⑫ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講していますか。	はい・いいえ	⇒ 直近で受講した講習について 講習名 _____ 受講日 _____	指導監督基準第7・(8)ク
⑬ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えていますか。	はい・いいえ	⇒ 損害賠償への備え _____ ※加入保険名等 _____	指導監督基準第7・(8)ケ
⑭ 事故発生時には速やかに当該事実を市に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日こ成安第44号通知）を参照してください。	指導監督基準第7・(8)コ 「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日こ成安第44号通知）
⑮ 事故発生時には事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ・該当なし	○ 記録は5年間保存してください。	指導監督基準第7・(8)サ
⑯ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていますか。	はい・いいえ・該当なし		指導監督基準第7・(8)シ
7 利用者への情報提供 (1) 施設及びサービスに関する内容の提示			
① 右の(1)から(14)の事項について、利用者（保護者）に対し書面等による提示等を行っていますか。	はい・いいえ	(1) 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名 (2) 事業所の名称及び所在地 (3) 事業を開始した年月日 (4) 保育提供可能時間 (5) 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由	指導監督基準第8・(1)
② 同様の内容を「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」に掲載していますか。	はい・いいえ	(6) 利用定員 (7) 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況 (8) 設置者の研修の受講状況 (9) 乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 (10) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ※提携している場合 (11) 緊急時等における対応方法 (12) 非常災害対策 (13) 虐待の防止のための措置に関する事項 (14) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	
(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付			
① 右の(1)から(8)の事項について、利用者に書面等による交付をしていますか。	はい・いいえ	(1) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 (2) 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (3) 事業所の名称及び所在地 (4) 事業所の管理者の氏名	指導監督基準第8・(2)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
<p>(3) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p> <p>① 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行っていますか。</p> <p>8 備える帳簿等</p> <p>(1) 利用乳幼児に関する書類等の整備</p> <p>① 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類を備えていますか。</p> <p>(2) 職員に関する帳簿等の整備</p> <p>① 資格を証明する書類（写）を保管していますか。</p>	<p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>(5) 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>(6) 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>(7) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 ※提携している場合</p> <p>(8) 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p> <p>○ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか、食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合には、その料金について交付書面等により、利用者に明示してください。</p>	<p>指導監督基準第8・(3)</p> <p>指導監督基準第9</p>